

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税減免の判定簡易フロー

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。

↓ いいえ

はい

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の令和4年中の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少が見込まれる。

→
いいえ

↓ はい

減少見込みの収入は、令和3年に比べ、3割以上減少する見込みである。

→
いいえ

↓ はい

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が、1000万円以下である。

→
いいえ

↓ はい

雇用保険の失業給付を受給する。

いいえ

↓ はい

雇用保険を受給する事由となる収入の減少以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年に比べ3割以上減少する見込みの収入がある。

→
いいえ

↓ はい

減免の対象となりません。

申請により減免の対象となります。

減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の、令和3年の所得の合計が400万円を超える場合は、対象となりません。